

質 問 ・ 回 答 書

件 名			柏原市第5次総合計画策定業務	更新日	平成30年11月5日 17:15
番号	分類	質問箇所	質 問	回 答	
1	参加資格	実施要領 2頁 5 (7)他市区での総合計画策定業務の受託実績	「5 参加資格」の(8)に受託実績についての記載がありますが、下記の場合も申込可能な対象となりますでしょうか？ 対象の市：大阪府のある市 「第●次●●市総合計画 基本計画(改訂版)」(平成28年3月) この計画は、策定から5年が経過しており、策定後の進捗の検証、社会情勢の変化等の課題への対応として、策定されています。-	総合計画における基本計画の前期計画を総括し、後期計画を策定し、改訂版として冊子を作成するような場合は、全体的な策定と同様に対象と考えます。策定後の進捗の検証、社会情勢の変化等への課題への対応の範囲が分かりかねますが、内容の一部修正だけでは、取扱要領における参加資格に該当しないものとなります。	
2					
3					